西東京市地域防災計画

令和６年修正

概 要 版

はじめに

東京都は、令和４年５月に首都直下地震等による被害想定を１０年ぶりに更新しました。また、近年の災害から明らかになった課題を踏まえ、上位計画（国の防災基本計画や東京都地域防災計画）の見直しがありました。

令和６年の１月には「令和６年能登半島地震」が発生し、大規模な被害をもたらし、様々な課題・問題が浮き彫りとなりました。

西東京市では、災害時に対応するべき体制整備等の諸施策を推進してきましたが、さらに災害対策の実効性を高めるため、また、近年、豪雨災害や土砂災害、火山災害などが各地で発生していることも踏まえ、災害対策の強化を図るために「西東京市地域防災計画（令和６年修正）」を作成しました。

この概要版には、市民の皆さんと関わりの深い項目を取り上げて掲載しています。計画の内容について知っていただくとともに、取り組みへのご理解とご協力をお願いいたします。

地域防災計画とは

○地域防災計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、西東京市防災会議が作成する計画で、市の防災行政の基本となる計画です。

○西東京市をはじめ、東京都、自衛隊・指定公共機関・指定地方公共機関等の防災関係機関のほか、事業所、地域の防災市民組織及び市民が総力を結集し、「自助」「共助」「公助」を実現し、自然災害の予防、応急対策及び復旧・復興対策を実施することにより、市民の生命、身体及び財産を保護することを目的としています。

１．計画の基本的な考え方

見直しの方針

地域防災計画の策定にあたり、次の３つの方針のもと見直しを行いました。

①災害対策基本法等の関連法令や上位計画との整合
②近年の災害教訓を踏まえた修正
③自助・共助による取組の強化

計画の構成と内容

	構成	主な内容
地震・火山編	第１部　総則	首都直下地震等の被害想定、減災目標等
	第２部　災害予防計画	地震災害に備えて市及び防災関係機関等が行う予防対策、市民及び事業者等が行うべき措置
	第３部　災害応急・復旧計画	地震発生時に市及び防災関係機関等がとるべき応急・復旧対策、災害救助法の適用、被災者の生活再建や都市復興を図るための対策等
	第４部　富士山等噴火降灰対策	富士山噴火に伴う降灰予防対策、応急復旧対策等
風水害編	第１部　風水害に強い都市を目指して	市の概況と災害、河川及び下水道等の概要、市及び防災関係機関の役割等（地震・火山編に準拠）
	第２部　災害予防計画	市及び防災関係機関等が行う予防対策、市民及び事業者等が行うべき措置等
	第３部　災害応急・復旧計画	風水害発生前後に市及び防災関係機関等がとるべき応急・復旧対策、災害救助法の適用等
資料編		総則、災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興に関する資料、協定に関する資料、様式集、広報文集

２．西東京市地域防災計画　地震・火山編

Ⅰ　総則

想定地震

令和４年５月に東京都が公表した「東京都の新たな被害想定～首都直下地震等による東京の被害想定～（令和４年５月 25 日、東京都防災会議）」の想定ケース及び西東京市に係る被害想定を計画の前提条件としています。

項目	内容			
想定地震	都心南部 直下地震	多摩東部 直下地震	大正関東地震	立川断層帯地震
規模	マグニチュード （以下「M」と表記する。）7.3		M8 クラス	M7.4
震源	東京都 23 区南部	東京都 多摩地域	神奈川県西部	東京都 多摩地域
震源の深さ	約 49ｋｍ	約 45ｋｍ	約 11km	約 17km
発生確率	今後 30 年以内 70% （南関東地域におけるＭ７クラスの確率）		今後 30 年以内 ０～６％ （180 年から 590 年の発生間隔）	今後 30 年以内 0.5～２％

出典：「東京都地域防災計画（令和５年修正）」

本市における震度別面積率

種類	都心南部 直下地震	多摩東部 直下地震	大正関東 地震	立川断層帯 地震
震度５強	0.2%	－	13.4%	58.7%
震度６弱	99.8%	25.2%	86.6%	41.3%
震度６強	－	74.8%	－	－

被害想定の概要

本市で想定される４地震のうち当市における被害は、「多摩東部直下地震」において最大 M7.3 となります。発生する時間帯により推定される被害が変わりますが、冬の夕方 18 時、風速 8m/秒の環境下において最大化する予測となります。倒壊などによる建物被害は軽減されましたが、当市においては、震災時の火災被害が懸念される結果となっています。

【首都直下地震等による西東京市の被害想定】

条件	規模		（平成 24 年）多摩直下地震（M7.3）		（令和４年）多摩東部直下地震（M7.3）	
	時期及び時刻		冬の夕方 18 時		冬の夕方 18 時	
	風速		8 m/秒		8 m/秒	
人的被害	死者数		44	人	101	人
	負傷者数		892	人	1,112	人
物的被害	建物被害棟数（全壊）		831	棟	704	棟
	火災	出火件数	7	件	11	件
		倒壊建物含む	681	棟	3,537	棟
		倒壊建物含まない	666	棟	3,467	棟
その他	避難者数（最大）		41,099	人	39,935	人
	都内滞留者数		－	人	140,758	人
	帰宅困難者数		31,227	人	8,504	人
	災害時要配慮者死者数		36	人	80	人
	自力脱出困難者数		297	人	260	人
	閉じ込めにつながり得るエレベーター停止台数		8	台	173	台
	災害廃棄物		28	万ｔ	33	万ｔ
ライフライン	【電力】停電率（西東京市）		5.8	%	11.3	%
	【固定電話等】不通率（西東京市）		1.6	%	8.3	%
	【ガス】供給停止率（西東京市）		－	%	98.5	%
	【上水道】断水率（西東京市）		43.2	%	20.3	%
	【下水道】管きょ被害率（西東京市）		24.8	%	5.3	%

※ 小数点以下の四捨五入により、合計値は合わない場合があります。

※ 前回の被害想定から、前提となる想定地震が変更されているため、単純に比較できるものではございません。

震度分布

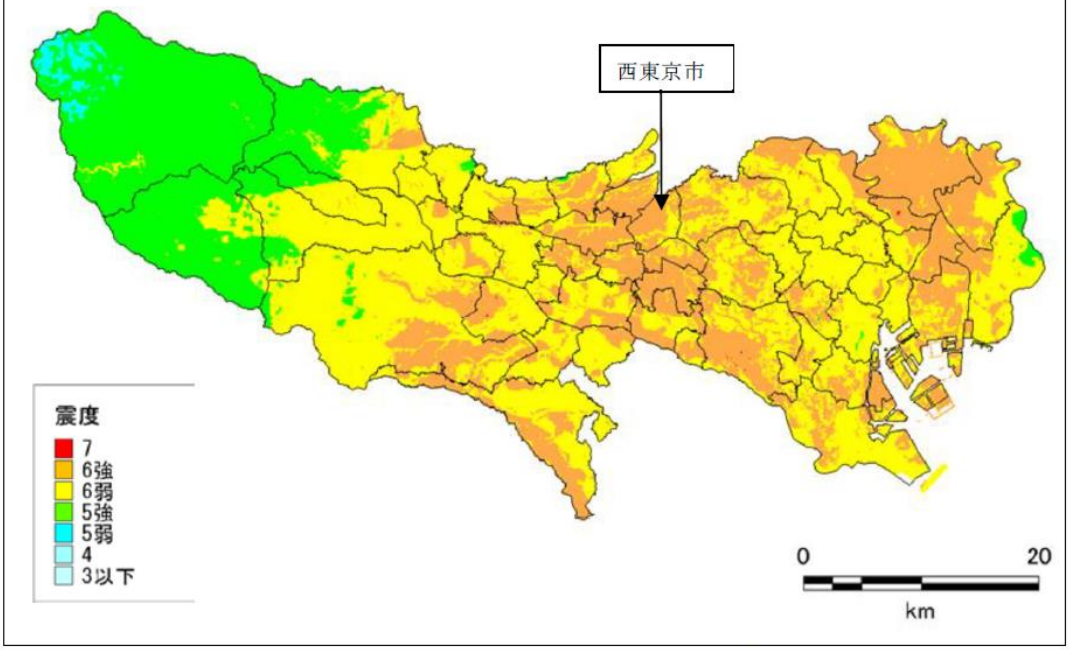

出典：「首都直下地震等による東京の被害想定（令和４年５月）」

減災目標

市は、被害想定のもと減災目標を定めています。この目標は都及び市民、事業者・防災市民組織等と協力して推進し、西東京市地域防災計画において今回の被害想定から 10 年以内の達成に努めます。

1	**死傷者の半減**	住宅の倒壊等や家具類の転倒及び火災を原因とする死傷者数が半減するように努めます。 **【対　策】** 建物耐震化、家具類転倒防止、出火防止対策の推進、初期消火能力の強化、救助体制の整備、ブロック塀の安全対策の啓発　等
2	**避難者の３割減**	住宅の倒壊や火災、ライフライン被害等による避難者を３割減とするように努めます。 **【対　策】** 建物耐震化、消防力の充実・強化、在宅避難の啓発、被災建築物に対する応急危険度判定の適切な実施、エレベーターの早期復旧、各家庭による備蓄の周知・啓発　等
3	**帰宅困難者の安全確保及び帰宅支援**	東京都帰宅困難者対策条例の周知、企業等の備蓄、一時滞在施設の確保等によって帰宅困難者の安全を確保するように努めます。 **【対　策】** 条例の周知、事業所における帰宅困難者対策ガイドライン等の周知・啓発、事業所等への一斉帰宅抑制等の周知・啓発、鉄道事業者等と連携した対策の推進、帰宅支援策の実施　等

Ⅱ　災害予防計画

「地域防災計画」の各章から、市民の皆さんに知っていただきたい主な取り組みと対策について記載しました。

第１章　市民と地域の防災力向上

（１）自助による市民の防災活動

○ 「自らの生命は自らが守る」ために必要な防災対策を推進しましょう。
○ 都や市が行う防災訓練や防災事業への積極的な参加に努めましょう。
○ 自治会・町内会などが行う、地域の相互協力体制の構築へ協力しましょう。
○ 過去の災害から得られた教訓を伝承することで、災害の記憶を風化させず受け継いでいきましょう。
○ 地震に備え、住宅の耐震化や家具類の転倒・落下防止対策、水や食料等の備蓄をしましょう。
○ 事前に避難施設や家族との連絡方法等の確認をしておきましょう。
○ 市は、広報紙、パンフレットやホームページ等などの防災情報などを通じて、防災意識の向上を図ります。
○ 市は、市民の防災活動への理解を深め、災害時に円滑な活動ができるように、防災関係機関と市民が参加する総合防災訓練や目的別の訓練を実施します。
○ 消防署及び消防団は、住宅街で火災が発生した想定で、消火器やスタンドパイプ等を活用した住民参加型の訓練を実施します。
○ 市は、外国籍市民及び外国人旅行者等に対し、平常時から、防災知識の普及や地域行事を利用した防災訓練の実施等を推進します。

（２）地域による共助の防災活動

○ 市は、自治会・町内会に積極的な指導・助言を行い、防災市民組織の組織化を促進します。また、各種訓練やリーダー養成講座、防災講話の開催等を通じて地域の防災を担う人材の育成と組織の活性化を図ります。
○ 市は、自治会・町内会、防災市民組織、事業所、学校など地域で活動する団体同士を繋ぐ仕組み作りや活躍の場の設置に努めます。

○ 地域イベント等へ積極的に参加するなど、平常時から、互いに声を掛け合い、連携・協力できる地域づくりを推進しましょう。

○ 地域の防災計画である「地区防災計画」を作成して市防災会議に提案しましょう。市防災会議が必要であると認めた場合、地域防災計画に地区防災計画を定めることができます。

○ 自治会・町内会、防災市民組織は、事業所等と連携・協力し、災害時は自らの身の安全を図るとともに、自助、共助の精神に基づき、発災初期における初期消火、救出救助、応急救護活動等を実施しましょう。

（３）マンション防災

○ マンション居住者は、マンション特有の課題に対応するため、エレベーターが使用不可になることを踏まえた日常備蓄やトイレが不使用になることを踏まえた携帯トイレ・簡易トイレの準備を行いましょう。

（４）事業所の防災活動

○ 事業所は、災害時の企業の役割（生命の安全確保、二次災害の防止、帰宅困難者対策、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を果たすため、自らの組織力を活用して対策を図りましょう。

○ 市は、事業所と防災市民組織等との連携を強めるなど、地域の主体者が一体となった防災協働社会を構築するための協力体制づくりを推進します。

第２章　安全な都市づくりの実現

（１）建築物等の災害対策

○ 市は、駅周辺のまちづくりの推進などの市街地整備をはじめとした、災害に強いまちづくりを推進していきます。

○ 市は、避難場所、物資輸送拠点、応援部隊の集結・活動拠点、資材置場、ヘリコプター臨時離着陸場、応急仮設住宅用地等に活用する公園、グラウンド、農地、大学敷地等のオープンスペースの把握に努めます。

○ 市は、関係機関と連携し、長周期地震動の危険性の周知や高層階における安全対策を促進します。

○ 市は、特に防災上重要な公共建築物をはじめ、公共建築物の耐震化・不燃化を図ります。

○ 市は、古い木造住宅等に対する耐震診断・改修費用や、高齢者等に対する耐震シェルター等の設置費用の一部助成を行います。
○ 特定緊急輸送道路沿道の建築物の所有者は耐震診断を行い、耐震化を実施しましょう。市は、助成制度の拡充に努めます。

（２）二次災害（出火、延焼等）対策
○ 市は、地震による火災や延焼等の防止を図るため、消防水利の整備や建築物等の防火安全対策を推進します。
○ 各家庭からの出火や火災の拡大を防止するため、市民や事業者に出火防止に関する備えについて、教育・訓練等を通して周知します。

第３章　安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

（１）道路・橋梁の整備
○ 市は、防災上の観点から幹線道路網の整備を促進し、救援・消防活動にも有効かつ平時の生活に密着した道路の整備に努めます。
○ 道路管理者は、災害発生時に緊急通行車両の妨げとなる放置車両等を移動し、緊急輸送道路等の通行の確保に努めます。

（２）緊急輸送ネットワークの整備
○ 救助、医療、消火活動、ライフラインの応急復旧、緊急物資輸送等を円滑に行うため、応急対策活動の中心施設と他県及び指定拠点相互間を結ぶ輸送路を、緊急輸送ネットワークとしてあらかじめ整備します。

＜緊急輸送ネットワーク及び緊急道路障害物除去路線＞

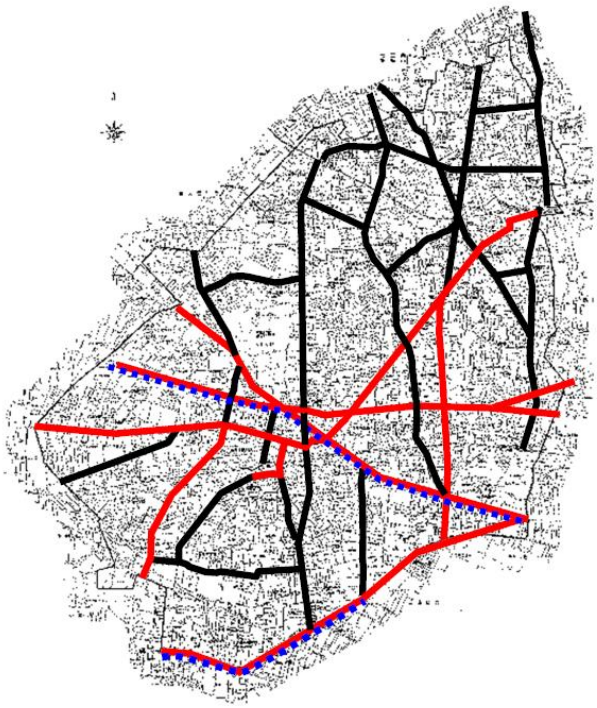

（３）水道施設の安全化

○ 都は、震災時に可能な限り給水を確保するため、浄水場や給水所等の耐震化を進めます。

○ 市は、震災時の消防水利としても利用できる耐震性貯水槽等の整備をします。

第４章　応急対応力の強化

（１）応援協力

○ 市は、関係機関やボランティア等との連携強化を推進していきます。また、災害時の応援受入れ体制を整備します。

○ 市民及び市は、救援を柔軟に受け入れる環境作りに努めます。

○ 市は、大規模地震災害等発生時における積極的な被災地への支援活動を実施します。

第５章　情報通信の確保

（１）市民等への情報提供体制の整備

○ 市は、災害協定や機能の充実により、災害時における市ホームページでの迅速な情報伝達に努めます。

○ 日頃から、安否確認など発災時の行動やお互いの安否確認方法等を家族とよく相談しておきましょう。

○ 市は、防災行政無線（同報系）、同自動電話応答サービス、戸別受信機、緊急速報メール、西東京市安全・安心いーなメール（西東京市緊急メール配信サービス）、SNS 等により、情報提供を行います。

～西東京市安全･安心いーなメールの登録～

【携帯電話・スマートフォンから登録する場合】

○ **空メールを送信して登録**

＜メールアドレス＞　t-nishitokyo@sg-p.jp に空メール（本文に何も入力せずに送る）を送信後、送られてきたメールに表示された URL にアクセスして登録する。

○ **ＱＲコードからの登録**

QR コードが読み取りできる携帯電話を持っている方は、右記 QR コードからアクセスして登録する。

【パソコンから登録する場合】

パソコン用登録画面アドレスからご登録ください。

＜登録画面アドレス＞　https://plus.sugumail.com/usr/nishitokyo/home

第６章　医療救護等対策

（１）医療救護

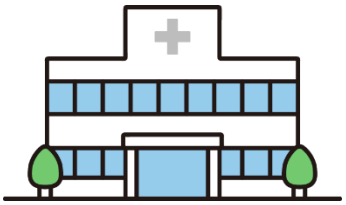

○ 市は、市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会、柔道整復師会と連携し、医療救護班の編成、派遣及び医療救護活動の円滑な実施に努めるための体制を整備します。

○ 市は、市災害医療コーディネーターを中心に、市医師会・市歯科医師会・市薬剤師会・柔道整復師会等とともに、緊急医療救護所開設訓練を実施します。

○ 市は、市医師会及び市歯科医師会と協議し、医療救護班が使用する医薬品・医療資器材の備蓄に努めるとともに、市薬剤師会との連携による医薬品の確保を行います。また、避難施設等に救急医薬品を備蓄します。

第７章　帰宅困難者対策

○ 市は、市民や事業者、そして行政機関が取り組むべき基本的事項について定めた、「東京都帰宅困難者対策条例」について、普及啓発を図ります。

○ 市は、都の事業所防災リーダー制度を活用した事業所の防災対策・帰宅困難者対策の強化について普及・啓発に努めます。

○ 学校や保育園等と、災害時の連絡方法を確認しておきましょう。

○ 外出時の災害に備え、家族等との連絡手段の確保、待機又は避難する場所、徒歩による帰宅経路の確認、歩きやすい靴など、その他必要な備えについて市民への啓発を行います。

帰宅困難者の行動心得10か条

1．あわてず騒がず、状況確認
2．携帯ラジオをポケットに
3．つくっておこう帰宅地図
4．ロッカー開けたらスニーカー（防災グッズ）
5．机の中にチョコやキャラメル（簡易食料）
6．事前に家族で話し合い（連絡手段、集合場所）
7．安否確認、ボイスメールや遠くの親戚
8．歩いて帰る訓練を
9．季節に応じた冷暖準備（携帯カイロやタオルなど）
10．声を掛け合い、助け合おう

○ 市は、行き場のない帰宅困難者を一時的に収容する施設として民間事業者との協定締結に努め、一時滞在施設を確保します。

○ 市は、徒歩帰宅者に対する支援を行う帰宅支援対象道路について市民へ周知します。

第８章　避難者対策

（１）避難体制の整備

○ 市は、自治会・町内会等の地域又は施設単位に、避難時における集団の形成や自主統制の状況について、実情を把握するよう努めます。

○ 市は、各避難場所等に通じる主要道路の整備・改良、道路沿いの各種施設の安全性の向上に努めます。

（２）避難所・避難広場等

○ 市は、災害が発生した場合に備えて避難場所を指定しています。また、避難した市民が生活するための避難所や避難した要配慮者のための福祉避難所も指定しています。

○ 避難所運営協議会等は、発災時に避難所の開設を円滑に進めるためのアクションカード及び避難所・福祉避難所の管理運営が混乱なく円滑に行われるよう、「避難所管理運営マニュアル」等を作成し、避難者によって自主的に避難所を運営できるように努めます。

○ 避難所運営には、女性の参画を推進するとともに年齢や性別、障害の有無等、多様な視点に配慮します。

○ 市は、都・市獣医師会等と連携し、飼育動物の同行避難の体制づくりを進めるとともに、都、関係団体が行う動物救護活動への協力体制を整備します。

（３）要配慮者対策

○ 市は、災害時の安否確認や避難支援を行うため、要配慮者の名簿を作成しています。

○ 市は、「避難行動要支援者個別避難計画」を作成し、安否確認や避難支援など地域協力体制の整備をはじめ、福祉避難所の活用方法、重度の要配慮者の確認や避難先の確保、サービス提供等の体制確立を図ります。

～避難所・避難広場等の種類～

避難広場	：発災直後に避難する広い場所
避難所	：災害発生後に避難生活をおくる施設
福祉避難所	：避難所で生活することが困難な要配慮者に対し、必要なサービスを提供する施設

※発災後すぐには開設されません。

～要配慮者とは～

要配慮者とは、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、外国人、その他の特に配慮を要する方のことをいいます。

第９章　物流・備蓄・輸送対策の推進

（１）食料及び生活必需品

○ 家庭での食料や生活必需品の備蓄に努めましょう。

○ 市では、想定される避難所への避難者数の３日分、想定される帰宅困難者数の３日分を目標に、食料の備蓄に努めています。

○ 市は、毛布、カーペット等の備蓄を進めるとともに、生活必需品等の調達計画をあらかじめ定め、大規模小売店やスーパーなどと生活必需品に関する協定締結を進めます。

○ 要配慮者など、様々な避難者のニーズに対応した物資の確保に留意します。

（２）備蓄倉庫の整備及び輸送拠点の整備

○ 市は、備蓄物資を迅速に供給するため小・中学校及び公園等に備蓄倉庫を設置し、分散備蓄を進めていきます。

○ 物資の仕分け・一時的保管機能を持つ場所として、地域内輸送拠点の設置に努めます。

○ 支援物資の管理、輸送への民間事業者の知識、技能の活用を検討します。

（３）飲料水及び生活用水

○ 水道の復旧には時間を要するので、平素から水の汲み置き等による生活用水の確保を心がけるほか、飲料水の備蓄に努めましょう。

○ 市は、応急給水拠点における給水に必要な資器材の整備、給水車・給水タンク・簡易貯水槽・ポリタンク等運搬用給水器材をすぐ使用できるよう、平常時より整備に努めます。

（４）燃料対策

○ 市は、災害時の燃料確保のため、ガソリンスタンドなど石油関連団体等との協定締結を推進するほか、平時からの燃料のストック状況の把握や、発災後の連絡体制や燃料を搬送する体制の整備に努めます。

第１０章　放射性物質対策

○ 市は、市関連施設及び市域内の主要箇所において、放射線量や放射性物質の測定・検査を実施するとともに、その内容・結果を市ホームページ等で公開しています。

第１１章　市民の生活の早期再建

（１）住宅対策

○ 市は、応急仮設住宅建設予定地を道路、ライフラインの整備状況、広域避難場所などの利用の有無等を考慮し、選定します。

（２）ごみ・し尿の処理

○ 市は、「災害廃棄物処理計画」を事前に策定し、円滑なごみの収集・運搬・処理に努めます。

○ 市は、災害用トイレの設置箇所や備蓄状況をあらかじめ市民に周知し、災害用トイレに関する知識の普及啓発に努めます。また、災害用トイレ（簡易トイレ）の備蓄の必要性を周知し、各家庭における備蓄を促します。

○ 災害用トイレの設置や利用等の経験は極めて重要であることから、災害用トイレを利用した各種訓練（設置訓練・利用訓練等）を実施します。

（３）教育・保育の安全対策

○ 教育・保育施設の耐震化を推進するとともに、職員及び児童・生徒用の食料・生活必需品等の備蓄に努めます。

○ 災害時における、ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）や安全・安心いーなメール・伝言板システムの活用等、電話不通時の保護者との連絡手段を確保し、児童・生徒等の保護者への引渡しの準備を行います。

○ 災害時、児童・生徒等の引渡しは、時間がかかっても保護者と連絡がとれるまで学校に留め置くことを保護者に周知します。

（４）り災証明の発行

○ り災証明は、各種の支援を受けるにあたり必要となる書類であることから、市は、り災証明の発行処理についてデジタル技術を活用した迅速化に努めます。

Ⅲ　災害応急・復旧計画

第１章　初動態勢

（１）災害活動体制

○ 市は、市域で震度６弱以上の地震が発生した場合、災害対策本部（勤務時間外の場合は初動本部）を設置します。

（２）応援協力

○ 市は、市単独では十分に被災者に対する救助等の応急措置が実施できない場合には、速やかに都や他市区町村、自衛隊などに対し応援を要請するとともに、受入体制を整備します。

○ 市は、市域外で発生した大規模地震災害等に対して、災害対策基本法や災害時応援協定、人道上の配慮から被災自治体に対して支援活動を実施します。

第２章　情報の収集・伝達

（１）情報収集・伝達体制

○ 市は、地震災害が発生した場合に防災関係機関と連携して、被害状況の把握や的確な応急対策を実施します。

○ 市は、パニックを防止し、初期消火・救助への協力、速やかに避難態勢をとるため、関係機関と協力の上、市民に対して随時正確な情報を提供し、初動活動への協力を呼びかけます。

○ 市は、応急対策の実施状況や避難・救助の状況等を把握して市民へ随時、情報提供をします。

○ 市は、市民に対し、市民相互の情報連絡の方法を周知します。市民は、災害用伝言ダイヤル等を用いて家族の安否確認をしましょう。

第３章　市民と地域の防災活動

（１）自助による市民の防災活動

○ 災害発生時には「自らの生命は自らが守る」ために必要な応急対策を実施しましょう。

○ 発災時には、まず自身と家族の身を守り、次に出火を防止しましょう。

○ 地震発生後数日間は、上下水道・ガス・電気・電話等ライフラインをはじめ、食料供給が途絶える可能性が高いため、当面は、あらかじめ各家庭で準備しておいた食料・水・生活必需品を活用しましょう。

○ 自身と家族の安全を確保するとともに、隣家や近隣の要配慮者への声掛けなど安否の確認を行いましょう。
○ 避難するときは、周囲の危険や混乱に注意し、安全な避難を心がけましょう。そもそも避難の必要性があるのか、避難場所の安全確認や外出先からの帰宅が可能かどうかの判断を行いましょう。

（２）地域による共助の防災活動
○ 防災市民組織や自治会・町内会は、自らの身の安全を図るとともに、自助、共助の精神に基づき、事業所等と連携・協力し、初期消火活動や要配慮者の避難支援などの必要な応急対策を実施します。

（３）マンション防災における自助・共助
○ マンション管理組合やマンションに係る自治会等は、居住者の安否確認や在宅避難を継続できるよう居住者への支援を実施します。

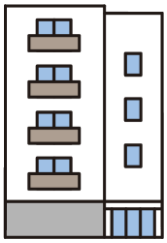

（４）事業所の防災活動
○ 事業所は、来訪者や従業員等の身の安全を図るとともに、自助、共助の精神に基づき、地域と連携し、発災直後における初期消火、救出・救助、応急救護活動等を実施します。

第４章　二次災害（出火、延焼等）対策

（１）消火・救助・救急活動
○ 災害発生後は、迅速・的確な消火活動を実施するとともに、被災者の救助・救急活動を実施します。

（２）危険物等の応急措置による危険防止
○ 爆発、漏洩等の二次災害を防止するため、市、消防署及び関係機関は、石油等危険物施設、高圧ガス施設・火薬類貯蔵所・毒劇物施設の各管理者に対し、施設の緊急点検、必要な応急措置をとるよう指導します。

第５章　警備・交通規制

○ 警察署は、災害が発生した場合、全力を尽くして被災者の救出、救護に努めるほか、現場広報を活発に行うとともに、交通規制、街頭活動の強化等の応急対策を実施します。

第６章　医療救護等態勢

（１）医療救護

○ 市は、市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会、柔道整復師会、医療機関、各防災関係機関との連携のもとに、災害の状況に応じた迅速な医療活動を実施します。

○ 災害発生後、災害現場近くの医療機関に負傷者が殺到するため、災害拠点病院等の近接地に緊急医療救護所等を開設し、トリアージや軽症者の治療などを行います。災害発生３日目頃からは、避難施設等に避難所医療救護所を設置し、巡回治療や健康相談を行います。

○ 市は、休日診療所や市内医療機関、市薬剤師会の協力を得て医療救護活動に必要な医薬品や医療用資器材等の調達・確保をします。発災時に医薬品が不足する場合は、協定に基づき卸売販売業者から調達します。

（２）防疫

○ 市は、都及び市医師会等と協力して、被災者の健康状態、栄養状態を十分に把握するとともに、助言、加療等の被災者の健康維持に必要な活動に努めます。

○ 市は、保健所に防疫活動等の支援・指導の要請を行います。また、避難所等における感染症発生時の疫学調査及び感染拡大防止対策の実施等を行います。

第７章　帰宅困難者対策

○ 市は、発災直後から、滞留者に対し報道機関やＳＮＳ等を活用するなどして、なるべく迅速に安全確保のための行動の呼びかけを行います。

○ 市は、一時滞在施設の開設が必要と判断した場合、協定を締結した民間一時滞在施設等や市立の一時滞在施設に対し開設要請を行います。

○ 事業所は、建物や周辺が安全でない場合は、行政機関からの一時滞在施設等の開設情報等をもとに、一時滞在施設等へ従業員等を誘導します。

○ 学校等は、児童・生徒等を保護し、必要に応じて備蓄物資等を提供します。

○ 市は、児童・生徒等の安否等について、事前に定める手段により、保護者へ連絡します。

○ 事業所は、発災時、帰宅困難者の発生を抑制するため、企業等における従業員の施設内待機や学校等における児童・生徒等の保護を図ります。

第８章　避難者対策

（１）避難体制の整備

○ 市は、地震の発生によって、延焼火災、がけ崩れ等の危険性がある地域の市民に対して、防災関係機関と相互に連絡をとりながら、速やかに対象地域、対象者、及び避難先を定めて避難情報の発令を行います。

○ 自主避難を基本とし、自治会・町内会単位等で避難するか、又は直接避難広場等へ避難します。

○ 市が、避難指示を行った場合は、市と警察署、消防署、学校等の関係機関は、相互に連携して市民の避難誘導を実施します。

○ 市は、災害発生時又は避難が必要と判断される場合、市民等に対して市防災行政無線やＳＮＳ等により避難情報の広報を行います。

（２）避難所・避難広場等

○ 市は、災害等の状況により開設する避難所を選定するとともに、避難所運営協議会等と連携を図り、速やかに施設の安全を確認し受入態勢を整えます。

○ 避難生活の円滑化のため、避難所運営組織（防災市民組織、自治会・町内会長の地域住民等、平常時に学校に設置され、主に市民により構成される避難所運営協議会と避難者からなる組織）が行う避難所運営へ積極的に参画するよう努めましょう。

○ 福祉避難所は、施設管理者と協力し、施設利用者の安全を確保するとともに、相談員と避難スペースが確保出来た時点で順次開設します。

○ 避難所では、男女別の更衣室や授乳室の確保など、女性や乳幼児、要配慮者のニーズに配慮します。

○ 市は、在宅避難者への迅速かつ確実な支援を行う体制を整備します。

（３）避難所における動物の適正な飼養

○ 飼育動物の管理は飼い主の責任で行うものとし、飼料、水、ケージ、医薬品等の生活用品は飼い主が準備します。

○ 飼育動物の避難場所の管理・運営は、飼い主同士が協力して、飼育ルールに従い行います。

○ 市は、危害防止や動物愛護の観点から、負傷又は放し飼い状態の動物の保護や適正な飼養に関し、都・市獣医師会、ボランティア等との協力体制を確立します。

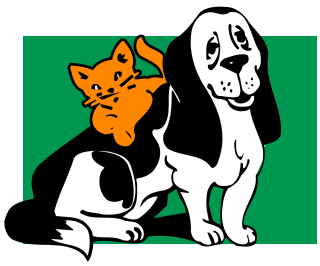

（４）要配慮者の安全対策

○ 高齢者や障害のある方、外国人等の要配慮者については、障害の特性や住環境、言語の違いなどを踏まえ、避難方法に配慮して、地域住民、防災市民組織等の協力を得ながら適切に避難誘導し、安否確認を行います。

○ 被災した要配慮者に対し、被災状況やニーズの把握に努めるとともに、継続した支援活動を進めます。

第９章　物流・備蓄・輸送対策

（１）食料及び生活必需品等

○ 市は、国・都及び協定業者等との協力や、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、迅速に食料の調達・供給及び必要最小限の生活必需品の確保に努めます。

○ 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化し、多様化すると考えられるため、避難者ニーズの把握とニーズに対応した物資の確保に努めるます。

○ 要配慮者、女性等への物資の配布方法についても配慮します。

（２）飲料水及び生活用水

○ 被災初期の段階で目標とする応急給水量は、１日１人当たり３Ｌとしていますが、復旧経過により目標水量は増加していきます。

○ 応急給水実施時には、給水場所、給水方法、給水時間等についてきめ細かく広報します。また、自力で給水を受けることが困難な災害時要援護者を支援するため、ボランティア等との連携を図ります。

第１０章　放射性物資対策

○ 市は、市の関連施設及び市域内の主要箇所において、放射線量や放射性物質の測定・検査を実施するとともにその内容・結果を市ホームページ等において公表します。

第１１章　ごみ処理・トイレの確保及びし処理・障害物の除去・災害廃棄物処理

○ 市は、ごみ処理施設の被害状況と復旧見込みを把握し、避難所をはじめ、被災地域のごみ収集処理計画を策定します。

○ 市は、各避難所等の避難人数、災害用トイレ、し尿収集車台数等を把握した上で、し尿処理計画を策定し、都下水道局と連携した下水道施設（清瀬水再生センター）への搬入や、し尿処理施設などへの搬入を実施します。

第１２章　ライフライン施設の応急・復旧対策

○ 市は、市民に対してライフライン施設の被害状況、復旧状況等についての広報活動に努めます。

第１３章　公共施設等の応急・復旧対策

○ 市は、区域内の道路が被害を受けた場合、直ちに被害状況に応じた応急復旧作業を行い、交通路の確保に努めるとともに、速やかに都に報告します。
○ 市は、水防活動と並行して河川施設等の危険箇所を重点的に巡視し、被害箇所については直ちに都に報告するとともに、必要な措置を実施します。

第１４章　応急生活対策

（１）建築物等の災害対策

○ 市は、二次災害防止のため、被災建築物の応急危険度判定を地震発生直後に実施します。

（２）応急仮設住宅の供給

○ 市は被災した住宅の応急修理に努めるとともに、住居を滅失した世帯に対する応急仮設住宅の確保を図ります。
○ 市に災害救助法が適用された場合、都と連携して居住に必要な最小限の応急修理や応急仮設住宅の供給を行います。

（３）被災者の生活再建対策

○ 災害時は速やかな罹災証明書発行に努めます。
○ 市は、災害により被害を受けた市民が、速やかに再起するよう、相談窓口を設置し、一人一人に寄り添った対応を行うよう努めます。
○ 市は、消防署と協力し、災害発生後早期に罹災証明書の交付体制を確立し、速やかに罹災証明書を交付します。

第１５章　災害救助法の適用

災害救助法とは・・・発災後の応急期における応急救助に対応する主要な法律です。災害に対して、国が応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図ることをいいます。

第１６章　震災復興

○　市民の暮らしを震災前の状態に復旧するとともに、その安定を図るため、復興の基本目標を定めます。

第１７章　南海トラフ地震等防災対策

南海トラフ地震は、駿河湾から日向灘沖にかけてのプレート境界を震源域としておおむね 100～150 年間隔で繰り返し発生してきた大規模地震であります。南海トラフ沿いの地域においては、「平時」においてもマグニチュード８～９クラスの地震が今後 30 年以内に発生する確率は 70%～80%（令和５年 11 月８日現在）とされており、大規模地震発生の切迫性が指摘されています。

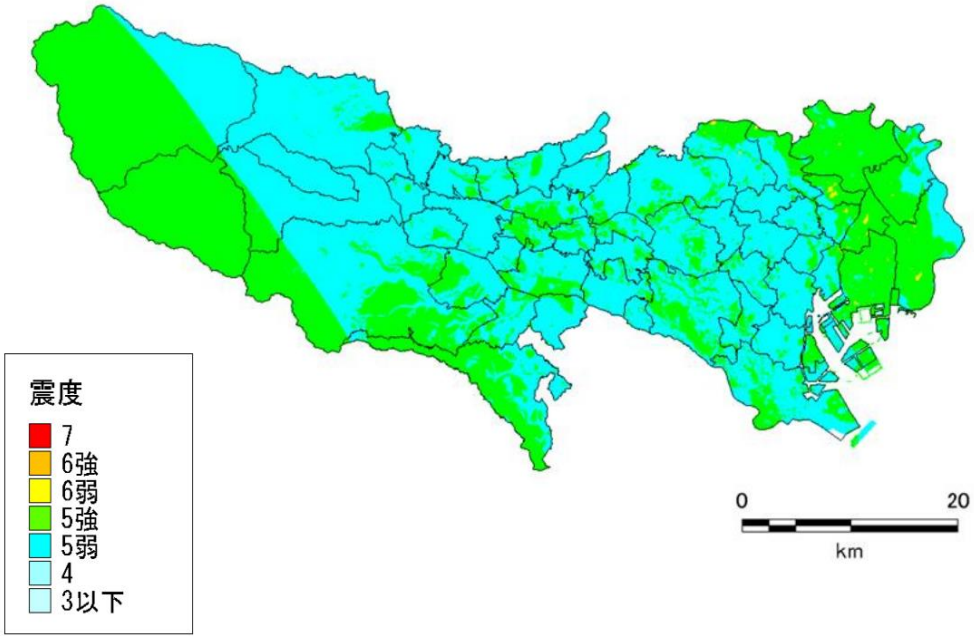

参考図：南海トラフ巨大地震の震度分布
（「首都直下地震等による東京の被害想定」（令和４年５月））

【「南海トラフ地震に関連する情報」の種類と発表条件】

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	1　南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合 2　観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	1　観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 2　評価検討会の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く。） ※既に必要な防災対応が取られている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表される場合がある。

Ⅳ　富士山等噴火降灰対策（火山編）

富士山が大規模噴火した場合は市内でも数 cm の降灰が予想され、降灰による健康被害や事故等が懸念されます。このため、富士山等の噴火による降灰を想定し、これに対処するための対策を計画しています。

図　降灰の可能性マップ

＜富士山火山ハザードマップ検討委員会（改定版）報告書（令和３年３月）＞

【噴火の規模及び被害の概要】

区分	内容	
噴火の規模等	規模	宝永噴火と同程度
	継続時間	16 日間
	時期	①梅雨期　②その他の時期
被害の原因	降灰	
被害の範囲	都内全域	
被害の程度	八王子市及び町田市の一部 10 ㎝程度 その他の地域２～10cm 程度	
被害の概要	降灰に伴うもの	健康障害、建物被害、交通・ライフライン・農林水産業・商工業・観光業への影響
	降灰後の降雨等に伴うもの	洪水、泥流及び土石流に伴う人的・物的被害

3．西東京市地域防災計画　風水害編

都内では、豪雨による水害被害が近年増加傾向にあります。市内においては、令和元年 10 月の台風第 19 号により、床下浸水や道路冠水などの被害が発生しました。今後も、これらの被害が発生することが懸念されます。豪雨対策として、都と連携しながら、総合的な治水対策として、ハード面では治水施設（河川・下水道）及び雨水流出抑制施設の整備を進め、ソフト面では東京都水防災総合情報システム等の活用及び広報の充実を図っていきます。

市民と地域の防災力向上

○ 日頃から、ハザードマップなどにより地域の危険を把握するとともに、天気予報や気象情報などに関心を持ち、よく出される注意報・警報や被害状況などを理解しましょう。

～西東京市浸水ハザードマップ～

西東京市浸水ハザードマップ（浸水予想区域図）は、浸水が予想される区域や避難所の場所を地図上で確認できます。自宅や職場付近の情報を確認しておきましょう。

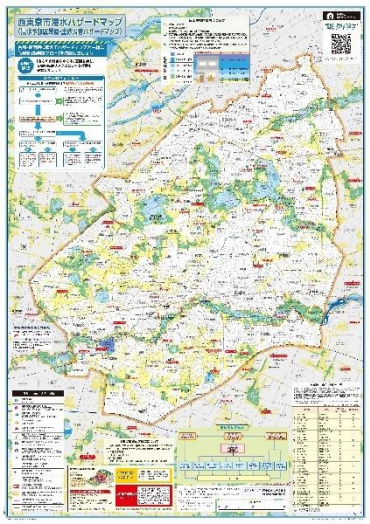

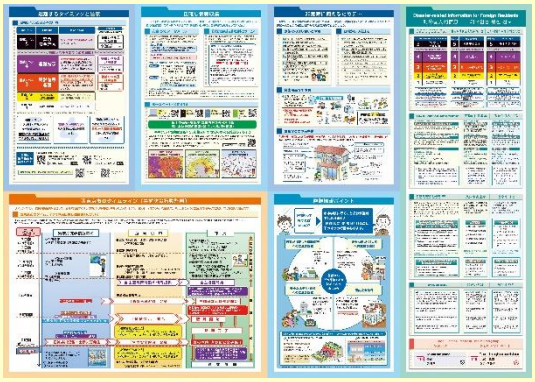

○ 市や都等がインターネットやスマートフォン等に配信する雨量、河川水位情報、河川監視画像の確認できます。

○ 「東京マイ・タイムライン」等を活用して、避難先・経路や避難のタイミングなどの風水害時の行動を検討しておきましょう。

～東京マイ・タイムライン～

「タイムライン」とは災害時に取るべき行動をあらかじめ決めておくものです。
「東京マイ・タイムライン」では、風水害からの避難に必要な知識を習得しながら、家族で話し合ってマイ・タイムラインシートを作成することにより、適切な避難行動を事前に整理できるようになっております。東京マイ・タイムラインは、市役所で配布しているほか、都公式ホームページでもご覧いただけます。

東京マイ・タイムライン　検索

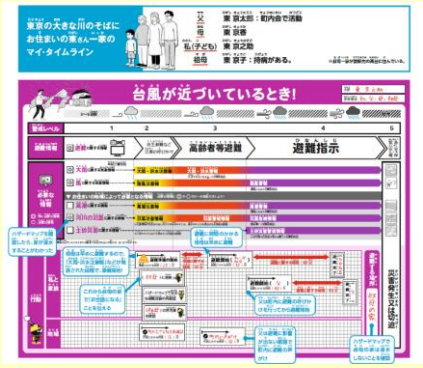

○ 台風などが近づいたときの予防対策や、避難時の家族の役割分担を検討しましょう。
○ 風水害の予報が出た場合に安全な場所にいる際は、むやみな外出を控え自宅の上層階に避難すること、危険が想定される場合は、事前に安全な親戚・知人宅等に避難するなどの必要な対策を実施しましょう。
○ 市は、市民や事業所等に防災意識を喚起するとともに、市民自らが防災の担い手であるとの自覚を持ち防災対策へ取り組むよう、防災関係機関と連携し、様々な機会を通じて啓発を行っています。
○ 市は、風水害時における市民及び事業所等の防災活動への理解や円滑な活動の実施を期するため、各防災関係機関及び市民との協力体制確立に重点をおいた合同総合水防訓練やその他にも訓練を実施しています。
○ 市は、災害発生時又は避難が必要と判断される場合、市民等に対し市防災行政無線や広報車、市ＳＮＳ等インターネットの活用、マスコミとの連携等により避難情報の広報をします。

市は、豪雨により浸水被害、土砂災害発生等が想定される際の避難情報については、事態が緊迫した際の混乱防止や被害軽減を図るため、避難情報等を発令します。避難情報等が発令されたら、すみやかに避難行動を開始しましょう。

【避難情報発令基準】

警戒レベル	避難情報の種類	発令時の状況	市民に求める行動
警戒レベル3	高齢者等避難	要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が高まった状況	1 要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、避難行動開始（避難支援者は支援行動を開始） 2 自主避難が望ましい場所の居住者等は、自主避難を開始 3 1、2以外の者は、外出を控えるほか、避難準備を開始
警戒レベル4	避難指示	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、災害の発生する可能性が明らかに高まった状況	通常の避難行動ができる者は、知人や親類の家などの安全な場所又は計画された避難所等への立退き避難又は土砂災害の危険がある場合を除き、自宅・施設等の浸水しない上階への移動などの屋内安全確保を開始
警戒レベル５	緊急安全確保	1 前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、災害が発生する危険性が非常に高いと判断された状況 2 災害が発生した状況	1 避難情報の発令後で避難中の市民は、直ちに避難行動を完了 2 未だ避難していない対象市民は、直ちに避難行動を開始 3 避難のいとまがない場合は屋内での待避・上階への移動 ※緊急安全確保は、市が災害の発生や各状況を確実に把握できるものではないため、必ず発令される情報ではない。そのため、避難指示での避難が必要である。

石神井川が氾濫危険水位に達した場合等については、以下の情報が通知されます。

【洪水予報の種類と発表基準】

種類	発表基準
石神井川 氾濫発生情報	石神井川における基準地点の水位が氾濫発生水位（59.12m）に到達したことを確認したとき、あるいは洪水予報区間において氾濫を確認したとき。
石神井川 氾濫危険情報	石神井川における基準地点のいずれか 1 地点の水位が、概ね 1 時間以内に氾濫発生水位（59.12m）に達することが見込まれる場合、あるいは氾濫危険水位（58.64m）に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合。
解除	全ての基準地点の水位が、氾濫危険水位を下回り、洪水のおそれがなくなったとき。

4．その他

誤った情報に惑わされることなく、ラジオやテレビ報道などで正しい情報収集をしましょう。防災行政無線・市の HP や FM 西東京等の災害情報に注意を払ってください。

～ホームページ・SNS～

市公式ホームページ

市公式 X（旧 Twitter）

市公式 Facebook

市公式 LINE

～東京都防災コンテンツ～

東京都防災アプリ

Android　iOS

災害時に役立つ多くのコンテンツを利用できます。

東京都防災ホームページ

東京都　防災　検索

東京備蓄ナビ

備蓄のイロハや備えておくと良い品目などをご紹介するサイトです。

～防災行政無線自動電話応答サービス～

西東京市では、災害発生時などに、防災行政無線で放送した防災・災害などに関する内容について、電話で確認できる移動電話応答サービスを行っています。

本サービスで確認できる内容

災害発生時などに、防災行政無線で放送した防災・災害などに関する内容（平常時に放送される、定時チャイム放送、児童の安全見守り依頼放送、光化学スモッグ注意報などに関する放送等は除きます。）

自動電話応答サービス専用ダイヤル

電話番号：042-438-4103

＜注意事項＞

●情報提供料は無料ですが、電話料金は利用者の負担になります。
●回線が込み合っている場合は、繋がりにくいことがあります。しばらくしてからおかけ直しください。
●電話のかけ間違いにご注意ください。
※防災行政無線による防災・災害に関する放送を行っていない平常時には、緊急放送を行っていない旨のメッセージが流れております。

～避難所について～

周知用チラシ

スマートフォンやパソコンから、避難所の開設・混雑状況等を確認することができます。
災害時に避難する際は、是非ご活用ください！！

WEB 上での避難所開設状況の可視化

避難所一覧は、市ＨＰから確認できます

西東京市地域防災計画
＜概要版＞
令和６年発行
編集発行　西東京市
事務局　　西東京市総務部危機管理課
東京都西東京市中町一丁目５番１号
電話　０４２－４３８－４０１０（直通）